

## 大津家庭裁判所委員会議事録

### 1 日時

平成23年12月13日(火)午後2時00分から午後4時30分まで

### 2 場所

大津地方裁判所大会議室(本館1階)

### 3 出席者

(委員)五十音順・敬称略

大野正男,川鳶明美,河野智香,小堀光實,子安増生,柴田寛之,高橋陽一,中山章,廣田由行,吉村哲

(事務担当者)

梅森昌行,稻留芳穂,吉田進,藤井徹,上馬場靖,饒波岳人

### 4 議事

#### (1) 大津家庭裁判所の概況報告

事務担当者(大津家庭裁判所首席書記官,大津家庭裁判所首席調査官)から,大津家庭裁判所の概況について報告

#### (2) 意見交換(今後の家庭裁判所委員会の運営,テーマの選定について)

発言要旨は,別紙のとおり

#### (3) 次回の開催日程

平成24年4月17日午後2時から午後4時30分

(別紙)

(発言要旨)

(委員長，学識経験者委員，弁護士委員，検察官委員，裁判官委員，事務担当者)

家庭裁判所委員会で今後取り上げるテーマについてであるが，今回は調停をテーマに取り上げてはどうか。前2回の委員会では調停を取り上げていないので，時期的にも適当かと思う。

また，大津の裁判所の利用者に対して行っている利用者アンケートから，家庭裁判所に関する意見を取り上げて議論するのも有意義かと思われる。

家事手続に関する家事審判法についてよく知らず，また同法は家事事件手続法として改められるということであるが，これにより手続がどのように変わっていくのか，これに対し，裁判所としてどういう備えをしていくのか知りたいと考えている。

また，少年法の関係では，成人年齢を20歳から18歳に引き下げることが話題になっているが，果たしてこれが妥当なのかどうかということを議論したいと考えている。

家庭裁判所のような法律による審査の前段階である児童相談所のような身近な機関でどのような活動が行われているのかお聞きしたい。

抽象的なテーマだけではなかなか議論がしにくい。現在の家庭裁判所の運営上，具体的にどのような問題が生じているかというような資料を裁判所から提供してもらえないか。

大きなテーマさえ決まれば，そのテーマに関する問題点についての資料は提供させていただこうと思う。

資料によると，家事事件は増えているが，少年事件は減っている。少年事件が減っているのはどういった理由によるものか，また，家事事件の増加は，事件の絶対数が増えているのか，それとも，裁判所の広報が功を奏して増えているのかそのあたりをお聞きしたい。

少年事件の減少は，少子化が関係していると思われるが，14歳未満の触法少年は増加しており，裁判所と児童相談所がどのように連携していくのかというようなことが議論になりうると思われる。また，先ほど成人年齢が20歳から18歳に引き下げられるという話も出ていたが，そうなると18歳以上は成人となり，少年事件はますます減少することになるかと思う。

平成24年4月の民法一部改正により，親権の一部制限や未成年後見についての改正が行われ，これも家庭裁判所にかかわる問題であり議論のテーマになりうるのではないか。

児童相談所でも非行件数は減っている。それに反して，児童への虐待件数は全国的に増えている。非行児童のほとんどが虐待環境で育っているということがよく話題になるが，滋賀県の全市町には，要保護児童対策地域協議会というものがあり，第一次的な窓口としてできるだけ早期に発見し対応するというようになっており，児童が虐待を受けている段階での対応や年齢が低い段階での対応が増えているが，このことが非行件数自体の減少に多少影響しているのではないか。

家事事件の増加について裁判所の方から何かあるか。

家事事件の増加については、すべての種類の事件が増えているというよりも、成年後見などの特定の分野が増加し、それが家事事件全体の増加につながっていると考えられる。例えば成年後見事件では、新受件数が平成12年は8600件程度であったのが、平成22年には37000件ほどに増加している。

成年後見事件の増加には、社会の高齢化も影響しているのではないかと思う。

家事事件の増加については、複合的な理由があると思うが、家事審判事件だけでなく、家事調停事件も増加している。これは、一般の方々の権利意識が向上し、それを実現する手段として調停手続を選択しているということもあるのではないか。

これまでに、家裁委員の委員会での発言が反映され、実際に家裁での取扱いが変わったというような事例はあるのか。

家庭裁判所の手続で何か取扱いを変えたということはないが、初期の委員会で提案された来庁者に対するアンケートについては、アンケート用紙及び回収用の箱を当庁の各フロアに設置して、回収したアンケートの内容をフィードバックして運営の参考にさせていただくということを行っている。

家事事件手続法では、遠隔地同士でも協議できるようテレビ会議システムが導入されるということであるが、同法の実施により、何がどう変わっていくのかを私としては知りたい。また、概況説明の中で外国籍を有する方の事件についての話があったが、そのような事件の処理にはどのような困難があって、裁判所がどのように対応しているのかということについても知りたい。また、地域的な事件の傾向というものもあると思われるので、ここ数年のそのような特徴、ないし傾向がわかる資料があれば紹介いただきたい。それから、裁判所から紹介いただいたデータによると、成年後見関係事件数が平成18年にかけて極端に増加しているがこれはなぜか知りたい。

平成18年に成年後見関係事件が急激に増加したのは、障害者自立支援法が施行され、施設にいる知的障害者の方々が、施設との契約の関係で一斉に申立てをされたことによるものである。

今後のテーマの設定についてであるが、例えば、家事審判法について、少年法についてというように、特定の法律を切り口にして議論することも考えられるし、子どもの問題、親子の問題、夫婦の問題、高齢者の問題というように、具体的な問題を切り口にした議論も考えられると思う。そして、いずれの切り口の場合も、議論する際には、そのテーマについて過去から現在までどのように変わってきたのか、将来はどうなっていくのかという時間的な経過に関する資料や、地域的・国際的な差異により生じうる問題に関する資料を裁判所に提供していただきたい。

家裁委員会で、あるテーマについて議論した後は、裁判所の方で、出された意見や提言を議事録にまとめて実行に向けて検討し、その結果を以後の委員会でフィードバックしていただきたい。そうでないと、委員会で議論しても、それが本当に意味のあったことなのか疑問に感じてしまう。

委員から少年に関する御意見がいろいろ出ていたが、少年に関する問題については、どういう形で議論を進めるかについて検討し、次々回ぐらいで取り上げることとしたい。

今の段階では、どのように議論すればよいのかもよくわからないので、まず何か法律

一つについて議論，例えば，家事審判法が改正されるというのであれば，同法の改正による問題点や課題を議論して，それを踏まえてから，次に少年の問題など具体的な議題について議論するのがよいのではないか。

今回のテーマは，大きな改正があり裁判所の実務がどのように変わるかということもあるので，家事審判法の改正，家事事件手続法の制定について取り上げたいと思うがよい。その際，裁判所から改正の趣旨について説明し，裁判所の運営についての御意見を伺いたいと考えている。